

## 会 議 録

案 件	第 7 回市貝町自治基本条例町民検討委員会作業部会		
日 時	平成 29 年 1 月 18 日（水）17:00～19:00	場 所	大会議室
出 席 者	部会員 12 名のうち 11 名出席、事務局 3 名	傍 聴 者	2 名

### 内 容

#### 1 開会【進行：事務局】

#### 2 部会長あいさつ

（部会長）：新年を迎え、国際情勢を見ても様々な動きが見られる。このような時勢だからこそ足元を見て、コミュニティに根差した自治基本条例を考えることに意義がある。

#### 3 議題

##### （1）条文（案）の検討について

前回の議論を受けて作った部会員 a・事務局の共同作成案、部会長案、部会員 b 案を見比べつつ議論が行われ、統一した改善条文案を作成する。

（部会長）：まず目次から見ていきたい。事務局案では第 1 章の第 3 条は「条例の基本理念及び原則」となっている。個人的には「及び」という表現は避けてより平易な「理念『と』原則」という表現にしたいと考えており、自案ではそのように書いてきた。いかがだろうか。

（部会員）：賛成する。

（部会長）：それでは、「及び」ではなく「と」を用いることとする。また、同 4 条「位置付け」も柔らかく書く意図で「位置づけ」としてはどうだろうか。

（部会員）：よいと思う。

（部会長）：ではこちらに関しても自案を採用させていただく。次に第 2 章「権利と責務」に移りたい。自案では責務を「責任」という柔らかい言葉に置き換えて作成した。作成の際にとっても悩んだ個所である。ぜひご意見を募りたい。

（部会員 c）：確かにわかりやすいのは「責任」のほうだろう。

(部会員 d) : 責務と責任のニュアンスの違いはどういったものか。

(部会員 b) : 責務には義務的なニュアンスが入ってくる。

(部会員 e) : 子どもが読むことを考えると、責務は彼らには普段なじみの薄い言葉に思える。

(部会長) : それでは責任に統一することにする。それでは第 3 章はどうか。ないようであれば第 4 章「参画と協働」に進む。こちらについては時間をかけて議論したい。「参画」では時期尚早のような印象を受け、内実が伴っていないと言われるかもしれない。市貝町が今後やろうとしていることを考えるととりあえずは「参加」でもよいのではないかと考えている。例えば 10 年後に見直しする際に「参画」としてもいい。

(部会員 b) : 「参画」は「計画に参加する」という意味であり、より積極的な意味あいとなっている。

(部会長) : 希望をこめて参画としておくべきだろうか。

(部会員 f) : 部会員 a・事務局案では「参画」を採用しているが、第 15 条（子どもの参加）では「参加」を採用している。二つを使い分けているのはどうしてか。

(事務局) : 「参画」には責任のようなニュアンスがあるように思えた。

(部会長) : なるほど。子どもには責任の少ない参加を使いつつ、他には少し推し進めた参画を使い分けたということか。これに関しては議論の余地がある。

(部会員 g) : 責務を責任とした流れからすると、なぜここを「参画」にしなかったのかという議論にはなりそうだ。

(部会長) : 「参加」と記述すると積極的なニュアンスがある「参画」にすべきだと怒る人もいる。

(部会員 b) : 「協働」と並べることを考えると、「参画」のほうが適当かもしれない。

(部会員 d) : 第 2 条での定義付けにおいて「参画」が何なのかを説明しているため、参画でも問題はないと思われる。

(部会員 f) : 「協働」と並べるなら「参画」でよいと思う。かつ、子どもに使うのは「参加」のほうを採用する。ただ、それを行うのであれば「責任」も「責務」でよかったようにも思う。

(部会長) : 「参加と協働」と並べると参加した後に協働が来るように見える。一方で「参画と協働」は二つが並立しているような印象だ。まだ考える余地はあるが、いったん先に進むことにしたい。しかし、子どもについては「参加」のほうに決めてよろしいか。

(部会員) : 異議なし。

(部会長) : では、本文内容に移っていく。事務局案第 2 条 2 項においては、「責務」ではなく「責任」が使われているが、この使い分けには何か意味があるか。

(事務局) : この箇所に関しては柔らかい文を意識していた結果こうなった。

(部会長) : なるほど。私の場合は目次から柔らかくすることを意識していた。ここにも「参画と協働」があるが、矢印的なイメージのある「参加と協働」か並列にとらえる「参画と協働」か。字としては「参加」のほうが入りやすいが、協働と並べるなら「参画」がよいか。また、第 2 条の (1) 町民については、「～する者」という記述はやめ、「～する人」に統一したほうが柔らかい。

(部会員 b) : 私の案では、「ア 住民」と「イ 町民」のように二つを分けた定義を試みた。

(部会長) : なるほど。そもそも、「住民」という言葉は条文に出てきたらどうか。「住民投票」などがあるか。しかし、住民投票の「住民」は固有名詞のような扱いで、ことさらに定義して説明する必要はないように思える。

(部会員 b) : 確かにそうだ。

(部会長) : では、次に移りたい。第 2 条 (1) イにおいて「並びに」という表現を使っているが、これも「と」などより平易な表現に置き換えてしまいたい。

(部会員 g) : 「並びに」「および」など平易な表現に置き換えられるものは使わない方向でよい。

(部会長) : 同意する。(2) 議会に関しては思うところがあり私の案では多少いじらせてもらった。事務局案では「設置」という言葉を使っていたが、これはやや固い表現に思える。また、議会事務局について議会を「支える」という表現を使った。「補助」では少々わかりにくいのと、「支える」という言葉で一体感を表現したかったからだ。事務局案のような「選挙によって選ばれた議員が目的を達成するために」というのは少々固いかと思われた。また、事務局案の「組織の運営を補助する議会事務局の職員」も本質を捉えた記述であるとは思われるが、むしろ「支えている」と書くことで町民に職員の貢献度を印象づけたい意図もある。「支える」という言葉に偉そうなニュアンスはないし、議会を悪く言う意図は毛頭ない。この書き換えについて何か意見はあるだろうか。

(部会員 c) : 議会事務局の職員は議会に含めるべきかどうかは難しい問題である。加えて事務局自体も町に入れていいのかは考える余地がある。

(事務局) : 前回の事務局案では議会を「議会と議員をいいます」とごく簡単に書いた。今回に関しては部会員 a と相談しこういった形で条文を書きなおした。

(部会員 a) : 議会事務局に限っては職員は他と違う位置付けにあるという印象があって、そこをどう表現するかは私も悩んだ個所だ。議会の定義付けで議会事務局に関してもあえて記述した形ではあるが、町の職員でありながら「課長」でなく「局長」となっていたり、例外的である。

(部会長) : 地方自治の研究者は「議会は別組織なのだから、職員から事務局を作るのではなく、自分たちでスタッフを雇うべきだ」と考えている方もいる。

(部会員 a) : 難しい問題だが、そこに触れずにおけばそれで済む問題であるとも思う。事務局に関しては削ってしまうのも手かも知れない。

(部会員 g) : おそらくこれは町の立法機関である議会についての条文であり「議決権を行使できる議員」のことを記述すべき箇所である。仮に国会のことに置き換えた時に「国会の職員」と記述されているとおかしいようにも思う。事務局の臨時職員についてもどう書いていいか難しい。

(部会長) : なるほど。では事務局については見送りシンプルに書くことにしよう。今

後議会基本条例の制定もありえるため、議会についてはこちらであまりしつかりと固める必要もないだろう。それでは、条文は「選挙によって選ばれた議員からなる組織をいいます。」でよいだろうか。

(部会員 a) : 問題ないと思われる。

(部会長) : それでは、(3)町に移りたい。事務局案では「町を運営するために必要な執行機関」としているところを、私の作成案では「町を運営する機関」と簡略化したが、いかがだろうか。

(部会員 a) : 「執行」を抜かずに「町を運営する執行機関」としたほうがしっくりと来る。その一方で「執行機関」も定義付けする必要が出てくるため、「執行」を抜いたことは理解できる。

(部会長) : その通りだ。そしてここまで柔らかい文で書きとおしてきた流れを途切れさせたくなかったという思いもある。「執行部」と書くと組織の上層部のようなイメージがあり、「執行機関」となると行政全体を指す。「執行」という言葉は少々難しい。

(部会員 c) : 「町政運営に必要な機関」としてはどうだろうか。幾分柔らかくなると思われる。

(部会員 b) : あとは「執行」と「機関」を分離してしまって、「執行」の意味合いで「町の運営を実行する機関」のように書いてもいいと思う。

(部会長) : 個人的には「運営するために必要な」や「運営を実行する機関」というのは重い表現のように思えた。

(部会員 g) : 行政の人間には「執行機関」と言ってしまった方がわかりやすく、砕きすぎてしまってもよくわからないものになってしまうように思えるが、それは行政の人間だからこそであって、一般の感覚に沿ったものにする必要がある。

(部会員 h) : 私は「執行」でもわからないことはないと思うが、柔らかくするのであれば「執り行う」という風にしていてもいいのではないか。

(部会長) : 「町政を執り行う機関」とするか。

(部会員 h) : 「町政」に関しても「町の政治」などに置き換えてわかりやすくしたい。

(部会長) : なるほど。「町政」というと便利な言葉だからつい使用してしまいがちだが、見なおすのも選択肢の一つか。それと、事務局案(3)「町長及び町を～」で使用されている「及び」だが、「町長」で一回切るということか。町長がどこかにかかるということか。

(事務局) : 特にそういう意識はなかった。

(部会長) : 了解した。論文では「及び」は言葉同士を強くくっつけてしまう語なので、確認したかった。また、「それを補助する職員」についてはどうだろうか。先ほどは「補助する」は削除してしまったが。

(部会員 h) : 「それに携わる職員」という表現ではどうか。

(部会長) : なるほど。「携わる」か「補助する」か「支える」。どれが一番適当だろうか。

(部会員 c) : 今回に関しては(2)とはまた状況が違う。「補助する」でよいと思う。

(部会長) : 確かに。町長や執行機関に対しては補助がうまく言い表しているかもしれない。

(部会員 g) : 職員に関しては「町の職員をいいます」などではいけないか。

(部会員 d) : 「町」の定義付けにおいて「町の」という文言を出してしまうと、混乱を招きかねない。同じく使われている「町を運営～」の部分の「町」に関しては「市貝町」という意味で使われているのはわかる。細かなニュアンスの違いを伝えることができればよいのだが。

(部会長) : 確かに。「補助する」の問題を含めて解決するなら、あえてシンプルに「町長、町を運営する機関と職員」としてはどうか。バランスが悪いようにも思えるが。

(部会員 a) : 「地方公共団体としての本庁をいいます」ではどうか。執行機関を入れるのであれば町長なども併記すべきだが、執行機関を抜いてしまうのであれば、このくらいにまとめてしまってもいいのではないか。

(部会員 g) : 「町を運営する機関」に職員も含まれているので、「町長と町を運営する機関」のようにさらりと言ってしまうのもいいのでは。

(部会長) : 無機質な印象を受けてしまうように思えるが、構わないか。

(部会員 a) : 部会員 g に同意する。「第 8 条 町の責務」で「職員は、町全体の奉仕者として、事故の資質向上に努めます」など、「町は～します」、「町長は～します」というように充実した説明がなされている。ここでは「町を運営するために必要な機関」程度でよいのではないかと思われる。

(部会員 g) : 下野市のものだと、市の説明として「市長及び市の執行機関を指す」としている。益子町も同様である。そこまで職員をクローズアップする必要はない。

(部会長) : ではそうしよう。

(部会員 i) : 現状では一般の方に執行機関とは具体的に何を指しているのかがわかりにくいかもしれない。他の市町であれば執行機関の後ろにカッコ書きで説明がなされていたりする。それがあればイメージはしやすい。

(部会長) : 「町長と町政を執り行う機関」はどうだろうか。「執り行う」という印象か。

(部会員 g) : 「執行」から分解してなお固い印象が残る。「町を運営する」くらいのほうが柔らかい。

(部会長) : 固いのは否定できない。それでは「町長、町を運営する機関」くらいに留めておくべきだろうか。「と」で接続してしまうと「町長を運営する機関」のようになってしまう。職員に関しては本当に外してしまってよいか。職員が入ることによって町長とうまく合致するように思える。「町長、町を運営する機関、職員をいいます」ではどうか。「町長」とそれを補助する「職員」が「運営する機関」を舞台装置のようにして町を動かすというイメージがある。とはいえ、議論が行き詰ってしまった感があるので、次に移ることとしたい。(4) 子どもに関しては、「18歳未満の町民」で言えるのではないかと思う。よいだろうか。それでは(5) 参画(参加)はさきほど目次でいったん棚上げとしたが、やはり参画でよいだろうか。

(部会員 g) : ここを参加としてしまうと、後々に「子どもの参加」の条文で「(子ども

が) 企画立案の段階から主体的に関わり～」ということになってしまう。

(部会長) : 確かに。分けるという意味で参画を選んだほうがよいということか。それではこの話題に関しては「参画」を用いることとし、子どものときは「参加」と使い分けることに決定する。第1条2項に関しても「参画」にする。

(部会員 b) : 私の案では(5)参加の後に(6)として個人的に一番言いたかった「市民活動」を入れた。

(部会長) : この場合は「市民」を使ってよいのか。

(部会員 b) : 使ってよい。

(部会長) : 部会員 b の指摘は素晴らしいものだと思うが、ここに置くべき内容かどうかは注意して判断しなければならない。

(部会員 i) : 「市民活動」という言葉はこの条例の中に出てくるものか。

(部会員 b) : 「第6章 まちづくり」に新たに盛り込んだ。自治会だけでなく意志を持った人々が自主的に集まり何かをしようという動きが起きつつある。市貝町では数年前まで NPO 法人がなかったが、「はばたき」ができて今後の町民の活発な活動を期して盛り込もうと考えた。どうだろうか。

(部会員 c) : 第19条で(1)の中に市民活動団体なども含まれてくるのではないか。

(部会員 b) : (1) は住民自治の自主性が趣旨で、団体といっても地域の人の集まりというイメージがある。コミュニティにしても同様である。そこを切り離して見た方がよいと考えた。

(部会長) : 第2条に話を戻そう。「団体」についてはやはり言及した方がよいのか。「町民が自主的かつ自発的に公益性のある社会貢献活動を行うことをいいます」ではだめか。

(部会員 b) : 私の中では別物と考えていて、「町民」と入れてしまうと地域の自治会のイメージが先行してしまい、それとは別に NPO 法人やボランティア団体はまた違う集まりではないかと思う。

(部会長) : 定義を書き連ねてきた流れからすると「その主体となる組織を～」という



記述は異質に思える。やはりその部分は外しておくべきではないか。

(部会員 b) : なるほど。了解した。

(部会長) : それでは「町民が自主的かつ自発的に公益性のある社会貢献活動を行うことをいいます」としておく。加えて、部会員 b としては自治会活動とは別個に考えたうえで、市民活動についてを 16 条に盛り込んでおきたいということか。

(部会員 c) : 自治会活動は市民活動に含まれる。

(部会長) : なるほど。では自治会活動に関しては改めて記述する必要はないようだ。

(部会員 a) : ただ、今の時代は自治会活動と市民活動ではイメージあるいはニュアンスが大きく異なっている。一緒くたにまとめてしまうのも弊害があるかもしれない。当事者組織からしても不満が起こる可能性もある。

(部会長) : では、自治会の場合は(部会員 b の条文案にあるように)自主的かつ自発的に公益性のある社会貢献活動を行っているとは言い難いということか。

(部会員 a) : ゴミ拾いをしたり、神社仏閣をきれいにしたりというのは自主的ではあるが、半ば義務のような感覚で行っているのも事実だ。自治会活動が重荷となって抜けていくという話も地域からはよく聞こえてくる。そう考えるとやはり「自主的な」と定義している市民活動からは別として考えるべきではないか。

(部会長) : 納得した。とりあえず今は第 2 条の用語の定義について議論しているため、そこだけに留めておくことにしよう。前に言ったように「町民が自主的かつ自発的に公益性のある社会貢献活動を行うことをいいます」を市民活動の定義としておこう。それでは次に進んでいきたい。(6) 協働を見て行こう。自案では事務局案から柔らかくすることを試み、「相互」を「お互い」に、二つ目の「及び」を「中黒(・)」に置き換えてみた。一つ目の「及び」は残してしまっていたが、ここは「読点」に置き換えてはどうか。

(部会員) : 賛成する。

(部会長) : 第 3 条に進もう。第 1 項は「および」を取り除き「町民、議会、町は～」としておこう。ここに関しては自案の書き方はわかりにくく思えてきた。

行政と自治（町政）という並べ方はおかしいように思える。（１）に関しても「および」は取り除き「個人の尊厳と権利が～」と直すとして、この「町政」に関してはどう扱うべきだろうか。

（部会員 e）：市貝町の暦は「町政こよみ」という名前で、町民にとっても町政という言葉は慣れ親しんだものである。

（部会長）：それは朗報だ。町政という言葉は普通に使って問題なさそうだ。（１）は「個人の尊厳および権利が尊重され、公正で開かれた町政を推進します」としよう。（２）に関しては事務局案で「互いに」となっているところを柔らかい表現を目指して「お互いに」とした。問題はないか。

（部会員）：いいと思う。

（部会長）：それでは（３）だが、これまでの流れから「参加」を「参画」としておく。事務局案では「横断的」という表現が使われている。理念として重要性は理解できるが、わかりやすさを考えるとやや厳しいようにも思える。

（部会員 a）：これは私の案として盛り込んだもので、「自分の持ち場以外のことは関係ない」と言われないように入れたものだ。確かに「横断的」という言葉自体はわかりにくいと言われるのも仕方ない部分はある。

（部会長）：「参画と協働」それ自体に既にある程度「横断的」というニュアンスもあるように思う。「参画と協働によるまちづくりに努めます」とすれば意図は伝わるのではないか。

（部会員 g）：となると、全体としてはどのような条文になるということか。

（部会長）：「まちづくりを推進するための参加と協働によるまちづくりに努めます」となってしまうのはおかしいか。「まちづくりを推進するための」は取ってしまおう。条文全体としては「町民は自ら行動し、参画と協働によるまちづくりに努めます」とする。それでは次に進もう。２項（１）は事務局案でよくまとまっているようだ。（２）については「まちづくりに参加しやすい環境と機会をつくりまします」としてはどうか。問題ないようであれば次に行きたい。（３）では事務局案は「課題の解決にあたります」としているが、自案では「向き合います」と書いた。どちらがよいだろうか、意見を募りたい。

(部会員 c) : 「あたる」のほうがよい。

(部会長) : それでは「あたります」としよう。第4条(条例の位置づけ~どのような位置づけなのか~)に進んでいく。1項に関しては自案、事務局案と部会員b案で一致しており、問題はないようだ。2項に関しては事務局案で「条例等の」となっているところを「条例などの」とした。これでよいだろうか。

(部会員) : 異議なし。

(部会長) : 第5条だが、こちらは「町民は」ではなく「町民には、次に掲げる権利が保障されます」としたほうが自然に思える。各権利の説明だが、定義のところでもいくつか採用しているように、あえて体言止めにした。これについてはどうだろうか。

(事務局) : やや固い気はする。

(部会長) : 確かに強く感じられるかもしれない。それではここに関しては事務局案のほうを採用する。前後してしまうが、第2章の「権利と責務」に関しては「責務」を目次についての議論で「責任」に統一した。条文に関してもそれを適用すると、「町民は、次に掲げる責任を果たします」となる。(1)に関しては事務局案では「自覚と責任を持ち発言及び行動します」としているところ、自案では「自覚と責任を持って発言し行動します」とした。また、(2)では「人権を尊重し、お互いを認め合います」となっているところ、自案では「お互いの人権を尊重し認め合います」とさせてもらった。より平易な表現になったと考えているが、変えすぎてしまっているだろうか。(3)では「地域課題の解決に努めます」を「向き合います」と変更した。

(部会員 a) : 「向き合う」は問題の解決に関して弱くはないだろうか。

(部会長) : 同意する。この箇所に関しては先ほど第3条2項(3)と同じように、「課題の解決にあたります」とした方がよいだろう。

(部会員 b) : 自案では(3)は「自らの住む地域に関心を持ち、地域コミュニティ(地域社会)の活性化と地域課題の解決主体的に向き合います」とした。ここは自治組織に関しての話題になっていて、事務局案や部会長案では少々受け身に感じられたためこのように書き換えた。

(部会長) : なるほど。「向き合います」の部分は「あたります」と変えても問題はないか。

(部会員 b) : そこに関しては問題ない。「主体的に」の部分も町民に主体的に考えてほしいという意味合いがあって入れさせてもらった。

(部会長) : ここに関しては根本的な議論になりそうだ。個人的には「主体的に」として自主参加することを責任のようにしてしまうときついのではないかと思う。もちろん積極的に前に出るタイプの方もいるだろうが、迷いながら参加しにくる人や誘われたから来る人もいるはずだ。そういった人も受け入れたうえでやっていくうちに変化していくことも許容したような書き方をしたい。何もいい加減な参加を推奨しているわけではない。

(部会員 b) : 了解した。

(部会長) : それでは(3)についてはどうまとめるべきか。「主体的に」は見送らせてもらうとしても、事務局案の「自治組織」は表現として難しいように思われるため、部会員 b の案を取り入れてみたい。組織活動への積極的な参加に関しては書かなくてもよいかもしれない。どうだろうか。

(部会員 a) : 「自らの住む地域に関心を持ち、地域課題の解決にあたります」でよいのではないか。

(部会長) : 賛成する。「責任」を説明した条文である以上、あまり息苦しく締めつけたくはないので、条文はある程度緩くてもいいだろう。次の(4)だが、「次世代に」「受け継ぐ」というのはベクトルが逆のように思える。「次世代に」というのは「受け継がせる」側の視点であり、例えば「伝える」ならいいと思う。どのような表現が適切だろうか。自案では「世代間で」という表現を使用した。上の世代から下の世代に受け継ぐこともあるし、逆もあり得るという意味を含ませている。

(部会員 d) : 「受け継ぐ」という言葉を調べてみたが、「前の人の仕事などを引き継ぐ」という意味のようだ。

(部会長) : そのとおりだ。だがここで意図しているのはむしろ逆の視点ではないか。

(部会員 h) : 「文化や伝統を次世代に引き継ぐよう努めます」ではどうか。

(部会長) : なるほど。「受け継ぐ」を「引き継ぐ」と変更した。

(部会員 a) : 申し訳ない。「次世代に」は私の打ち間違いであり、本来は「次世代が」という条文にするつもりだった。

(部会長) : そうか。「次世代が受け継ぐ」とすれば確かに自然だ。

(部会員 a) : 文化は強制的に押し付けるような部分がある。受け継ぐ側が「受け継がない」と言う可能性もあるため、気持ちよく受け継ぐことができるよう配慮した視点で書く必要があると考えた。

(部会長) : なるほど。それでは「文化や伝統を次世代が引き継ぐよう努めます」となるわけか。「努める」という表現がよいか。

(部会員 a) : 「努める」という表現にこだわっているわけではないが、引き継ぐための環境づくりをするということを言いたい。「引き継ぐ」だけで終わらせてしまうのも責任放棄のようで問題ではあるし、触れないなら触れないで終わってしまうところではある。

(部会長) : しかし、「努める」は「～する」と言いきっているところと意図して使い分けている。ここに関しては部会員 a 案でよいと思う。

(部会員 h) : 「引き継ぐよう努めます」だと引き継ぐ側が努力しなければならないように聞こえる。

(部会員 g) : やはり努力すべきなのは伝えたい方である。

(部会長) : そうなると、「文化や伝統を次世代に伝えるよう努めます」などがよいか。ただ、北井部会員の意図とは逆になってしまう。

(部会員 a) : 「次世代は」としてみてもどうか。「次世代は文化や伝統を引き継ぐよう努めます」

(部会員 i) : そうなると今の世代は何もしなくてよくなってしまう。

(部会長) : やはり視点は伝える側にはならない。

(部会員 f) : 主語がないためわかりにくい、「次世代が文化や伝統を引き継ぐよう努めます」としておけば次世代が責任を負うような形にはならないと思う。

(部会員 b) : この箇所については隠れた主語は「町民は」であると思う。「町民は文化や伝統を次世代が引き継ぐよう努めます」という意味合いだと考えれば問題はないのではないか。

(部会長) : 残り時間は多くはないが、本日はここをじっくりと考えてみよう。おさらいをすると、この条文に関しては「必死に伝える努力を行う側の動き」が重要である。それを踏まえて、「受け継いでもらえるよう努めます」ではどうだろうか。崩しすぎているだろうか。

(部会員 j) : 「次世代」や「世代間」という表現は取り払ってしまい、「文化や伝統を無くさないように努めます」とすれば、今の人もこれからの人も同じ視点で書くことができる。

(部会員 g) : 「文化や伝統を大切に守っていきます」でもよいのかもしれない。

(部会長) : 「伝統を守る」はともかく、「文化を守る」は少し引っかかる。文化は変わっても伝統は変わらないか。伝統にしても伝え方によっては変わるかもしれない。

(部会員 a) : 「地域の文化や伝統を大切にします」ではどうか。「地域の」と入れてしまえば、「町民の地域の文化」「町民の地域の伝統」というイメージになり、「町が何かする」というわけではなく町民自身の関わりを期待することができる。「文化の継承者がいない」問題は近年頻繁に取り上げられるが、そういった問題にも配慮できるのではないか。

(部会長) : なるほど。文化や伝統が時間が経って徐々に失われていくのは完全に防ぐことはできない。必ずしも固定的に保持していくことにはこだわらず、「大切にする」という精神を持つことを重視するという事だろうか。

条文案の改正はいざ取り組んでみると大変時間がかかった。本日はここまでとしておきたい。とはいえ、第6条までの文言はほぼ固めることができたのは確実な進展である。

## (2) 逐条解説(案)の検討について

事務局作成の逐条解説案の説明が行われた。現状はかなり砕けた文での作成で、内容的にも不十分なため肉付けを要する。条文自体の変化も予想されるため、本格

的に検討するのは次回以降とした。

(3) 次回(2/13(月) 第8回作業部会)の議題について

第7条~第20条の内容について検討する。

課題は次回までに7条以降の改善案を考えてくること。

条文全体でなく、変えたい部分のみを書いてくる形でよい。

4 その他

5 閉会

以上、会議の概要について記録いたします。

